

水道工事特記仕様書

令和 7年 4月10日改定

I 共通編

1 総則

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用

1. 適用工事

この水道工事特記仕様書は、さいたま市水道局が発注する水道工事、その他これらに類する工事に適用する。

2. 水道工事特記仕様書の適用

この水道工事特記仕様書に規定する事項以外は、水道工事標準仕様書による。

3. 優先事項

工事ごとに別に定める追加特記仕様書は、この水道工事特記仕様書に優先する。

1. 2 現場における注意事項（安全管理）

1. 2. 1 交通及び保安上の措置

1. 現場の出入口及びその周辺等

受注者は、現場の出入口及びその周辺等、監督職員と協議の上、工事関係車両の通行に伴い一般交通の誘導が必要となる箇所に交通誘導警備員を配置するものとする。

2. 交通誘導警備業務検定合格警備員の配置を必要とする路線

受注者は、埼玉県公安委員会が定める路線等において交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務検定一級または二級に合格した交通誘導警備員（以下「検定合格警備員」という。）を常時1名以上配置しなければならない。

なお、受注者は、検定合格警備員の配置にあつては、合格証明書の写しを監督職員に提出するとともに、当該業務中は検定合格警備員に合格証明書を携帯させ、関係人から請求があるときは、これを提示させるものとする。

3. 過積載の防止

受注者は、工事用資機材や建設副産物等の運搬にあたり、次の各号全てに該当してはならない。なお、下請負者等にも遵守させるものとする。

- (1) 積載重量を超過して運搬すること
- (2) 違法改造車両（さし枠装着車等）を使用すること
- (3) 産業廃棄物運搬車で土砂運搬等の目的外の車両を使用すること
- (4) 交通安全に対する配慮に欠ける者を使用すること

1. 2. 2 事故防止

1. 異常気象時等の対応

(1) 作業中止

受注者は、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちに作業を中止し、公衆及び作業員等並びに工事区域及びその周囲の安全を確保するための保全措置を講じなければならない。

なお、受注者の判断による作業中止を妨げない。

- ① 気象警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪・波浪・高波）が発令されたとき
- ② 上記の特別警報が発令されたとき
- ③ 緊急地震速報が発令されたとき
- ④ 震度 4 以上の地震が発生したとき
- ⑤ その他監督職員が指示したとき

(2) 状況報告

受注者は、作業を中止した場合は、安全を確保するための保全措置、工事区域及びその周辺の状況を監督職員に報告するものとする。

なお、震度 3 以上の地震が発生した場合においても工事区域を点検し、施工に支障を及ぼす異常が認められる場合は、監督職員に報告するものとする。

(3) 作業再開

受注者は、異常気象等により作業を中止した場合にあって、作業を再開しようとするときは、監督職員に連絡しなければならない。

なお、大雨警報及び大雨特別警報に土砂災害警戒、浸水害等の特記事項が付されている場合にあっては、崩落や浸水等の危険がある土工事等を施工してはならない。

2. 現場環境改善

受注者は、監督職員と協議の上、現場環境改善の具体的な内容、実施時期等について、施工計画書に記載しなければならない。

ただし、監督職員が認める場合については、省略することができる。

1. 2. 3 環境対策

1. セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土の六価クロム溶出試験

受注者は、セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する改良土を使用する場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）（平成 13 年 4 月 23 日国官技第 18 号）」により六価クロム溶出試験を実施しなければならない。

配合設計段階の試験結果が土壤環境基準（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

を超える場合は、六価クロムの溶出が少ない固化材の使用等の配合設計の変更もしくは工法の変更等について、監督職員と協議するものとする。

2. 工事関係車両

受注者は、工事区域で使用する工事関係車両は、埼玉県生活環境保全条例に適合した車両を使用しなければならない。

3. 工事関係車両の燃料

受注者は、工事関係車両の燃料として地方税法及び埼玉県生活環境保全条例の規定に違反する燃料を使用してはならない。

4. 調査への協力等

受注者は、地方税法及び埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく採油調査等が行われる場合は、その調査に協力しなければならない。

5. 指導・是正

受注者は、下請負者や工事用資機材納入業者等に工事関係車両や使用燃料について指導し、日常点検や調査等により工事関係車両や使用燃料に違反行為が確認されたときは、直ちに是正措置を講じるとともに監督職員に報告するものとする。

6. 特定調達品目

受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号）」第6条の規定に基づく「さいたま市グリーン購入推進基本方針」及び「さいたま市グリーン購入調達方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

1. 4 工事施工

1. 4. 1 一般事項

1. 境界杭等の保全

受注者は、後日紛争とならないよう官民境界杭や隣地境界杭等（以下「境界杭等」という。）の保全には特に注意を払い、工事着手前に必ず境界杭等を確認し、必要に応じて控え杭の設置や写真等により記録するものとする。

1. 5 建設副産物

1. 5. 1 一般事項

1. 再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書対象外の建設副産物

受注者は、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書の対象ではない建設副産物について、施工計画書に処理計画を作成しなければならない。

2. 建設廃棄物処理委託契約

受注者は、中間処理業者または最終処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結した場合、その契約書の写しを処理計画に添付するものとする。

3. 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例

受注者は、500m³以上の建設発生土を工事区域外へ搬出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づき処理しなければならない。

1. 5. 3 建設発生土処分における受注者の責務

1. 建設発生土の搬出先への情報提供

受注者は、100m³以上の建設発生土を市外へ搬出する場合は、「建設発生土の搬出先への情報提供について」（関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会 建関技調第8号 平成10年1月27日）により、搬出前に搬出先自治体に「建設発生土搬出のお知らせ」を郵送等で提出し、その写しを施工計画書に添付しなければならない。

1. 5. 1 1 提出書類

1. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、排出事業者として、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

2. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2 材料

2. 1 材料一般

2. 1. 1 材料の規格

1. 溶融スラグ入り材料

受注者は、次の各号に定める材料のうち溶融スラグ入りのものを使用する場合は、2項の溶融スラグ生産施設等で生産された溶融スラグを骨材等の一部として配合したものを使用するものとする。

ただし、溶融スラグの生産状況により供給が不足する場合等は通常の製品を使用できるものとする。

- (1) アスファルト合材
- (2) コンクリート二次製品
- (3) 石灰改良土

溶融スラグ入り石灰改良土は、管路及び地下構造物の埋戻し部に使用する。

2. 溶融スラグ生産施設等

本市の溶融スラグの生産施設等は、次の施設等とする。

さいたま市桜環境センター

3. 石灰改良土・溶融スラグ入り石灰改良土

改良土の最大粒径は、20mm以下とする。

4. 溶融スラグ入り材料の品質

受注者は、前記の溶融スラグ入り材料の品質を証明する資料として、使用する材料ごとに以下に定めるものを材料承諾書に添付するものとする。

- (1) アスファルト合材
 - ・アスファルト事前審査委員会が発行する認定書の写し
- (2) コンクリート二次製品
 - ・本市が発行する材料承認証の写し
- (3) 改良土
 - ・改良土プラントが発行する品質証明書（溶融スラグの品質証明書の写しも含むものとする。）

5. 改良土の品質

受注者は、改良土プラントが発行する品質証明書を材料承諾書に添付するものとする。

その他

1. 電子成果品

受注者は、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」に基づき作成した電子データを電子媒体で提出しなければならない。

ただし、以下に該当する場合は、水道工事施工管理基準（工事写真等）にかかるものを除き、電子データの電子媒体による提出を省略することができる。

- (1) 当初請負金額が1億円未満の工事

2. ウイルス対策

受注者は、工事完成図書の電子納品等で電子データを提出する際は、常に最新の定義ファイルに更新されたウイルス対策ソフト等を利用し、ウイルス対策を実施した電子媒体を提出するものとする。